



はじめに

第19期15回東部海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員（敬称略）木村、富田、東田、川口、松本、上野、中田、
 澤口、川端、田高、葛西、熊谷、服部
 欠席委員（敬称略）二本柳、松下
 開催日時：平成22年12月9日（木） PM3：30～5：10
 開催場所：青森市 アラスカ会館 4階「パール」



議 題

1 東部海区漁業調整委員会指示第6号に係る指示違反（太平洋海域）について

県農林水産部水産局水産振興課から、平成22年3月19日付け東部海区漁業調整委員会指示第6号（東部海区管内における底魚類の採捕を目的とするはえなわ漁業（底はえなわ漁業）の操業の制限）の違反に係る報告を受け、本委員会において指示違反者の措置について審議を行いました。

《審議の結果》

一回目の違反ということで承認の取り消しは行わないこととし、会長名の指導文書により本人に厳重注意するとともに、今後、違反操業を繰り返すことのないよう、誓約書を提出してもらうことになりました。

2 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について（諮問）

平成21年12月28日公表の「青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（青森県TAC計画）」を変更するにあたって、平成22年11月26日付けで青森県知事から本委員会に対して諮問があり、本委員会において審議を行いました。

【青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（変更）】

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針（抜粋）

- 1 国の基本計画により決定された漁獲可能量(TAC: Total Allowable Catch)及び漁獲努力量(TAE: Total Allowable Effort)の本県の数量について、適切な管理措置を講ずることとする。
- 2 他道県船入漁船を含め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 3 これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容等に係るデータの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項

- 1 第1種特定海洋生物資源の平成22年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成22年4月～平成23年3月	若干（注1）
まあじ	平成22年1月～12月	若干（注1）
まいわし	平成22年1月～12月	若干（注1）
まさば及びごまさば	平成22年7月～平成23年6月	若干（注1）
するめいか	平成22年1月～12月	若干（注1）

（注1）「若干」とは、過去の漁獲実績が概ね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧

力が小さいと認められる場合に配分される。なお、この場合の管理のあり方は、現状以上に漁獲努力量を増加させることのないようにするとともに、採捕の数量が前年の漁獲実績程度となるよう、努めることが必要となる。

2 第1種特定海洋生物資源の平成23年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成23年4月～平成24年3月	(注2)
まあじ	平成23年1月～12月	若干
まいわし	平成23年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成23年7月～平成24年6月	(注2)
するめいか	平成23年1月～12月	若干

(注2) 平成23年の「すけとうだら」及び「まさば及びごまさば」の知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 「すけとうだら」

小型機船底びき網漁業及びさし網漁業に係る許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づく漁獲実績の報告を求めることとする。

2 「まあじ」、「まいわし」、及び「まさば及びごまさば」

定置網漁業(底建網を含む。)に係る免許統数等については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づく漁獲実績の報告を求めることとする。

3 「するめいか」

定置網漁業(底建網を含む。)に係る免許統数等については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかつり漁業については、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。なお、上記漁業について規則に基づく漁獲実績の報告を求めることとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量について、本県に定められた数量に関する事項

平成23年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	機船手繰網漁業(かけまわし漁業)(注1)	青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中止点を結んだ線以東の青森県地先水面	平成23年5月1日から平成23年6月30日まで	388

(注1) 機船手繰網漁業とは、青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種類のものを言う。

第5 第2種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

「さめがれい」

太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るため、国が作成した「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」の着実な実施を本県として推進する。

また、規則に基づく漁獲実績の報告を求めることとする。

第6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要な事項

1 漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。

2 小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるもの

とする。

《審議の結果》

諮問どおりと決定し、県に答申することになりました。

3 第14回太平洋広域漁業調整委員会及び第18回太平洋北部会の概要について（報告）

平成22年11月17日に東京都内で開催されました、第14回太平洋広域委員会及び第18回太平洋北部会の概要について、オブザーバーとして出席した事務局栃木主幹から報告がなされた。なお、標記委員会等には、本委員会の互選委員である松本委員が出席されました。（詳細は別紙1参照）

4 平成23年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック要望事項について（報告）

平成22年11月18日に神奈川県で開催されました、平成22年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議において、東日本ブロック関係海区委員会から提出されました平成23年度全漁調連東日本ブロック要望事項（7件）について協議が行われました。

協議の結果、本委員会から提出いたしました「沿岸漁業と沖合（指定）漁業の調整の継続について」（別紙2）は採択となり、去る12月上旬に開催されました全漁調連正副会長会議へ上申されました。

次回の開催予定

開催時期 平成23年2月中旬頃

開催場所 青森市内

編集後記

12月4日に、東北新幹線が新青森駅までフル規格で全面開通いたしました。数日後に、仕事で東京駅まで乗り換えなしで乗車しましたが、所要時間3時間40分はすこぶる快適でした。若い頃は、東京への出張は「はくつる」や「ゆうづる」などの夜行寝台列車を利用し、帰りは「上野発の夜行列車おりた時から青森駅は雪の中・・・」でした。長い年月が経ちましたが、あっという間であったように思います。東京から青森まで日帰りが可能となりました。都会から青森市に來られる人達に、東北新幹線のような「快適さ」と、ホタテガイやマダラなど青森の食の「旨さ」をアピールする機会にしなければなりません。（文責山口）

別紙 1

第 14 回太平洋広域漁業調整委員会及び第 18 回太平洋北部会 概要

1 開催日時 平成 22 年 11 月 17 日 (水)

2 開催場所 農林水産省 7 階 講堂

3 会議概要

(1) 太平洋広域漁業調整委員会

会長の互選

前会長の死去に伴い、新会長の互選が行われ、出席委員からの推薦により大臣専任委員 (学識経験者) である松岡委員が選任された。

水産資源の状況について

水産総合研究センターから 2010 年のマサバの資源状況について説明。

親魚量が 45 万トン以下になった 1986 年以降は加入量が減少し、かつ年々の変動幅が大きくなった。近年は 2004 年、2007 年に加入量水準の高い年級群が発生、これらの年級に支えられて資源量は増加し、資源量水準は低位で横ばい傾向ながら 1990 ~ 2000 年代前半の最低水準は脱しつつある。

資源回復計画について

管理課からマサバ太平洋系群資源回復計画の概要と取組状況を説明。

産卵親魚量を 18 万トン水準以上にすることを目標として、主要対象漁業である太平洋北部水域の大中型まき網漁業を中心として、休漁等の漁獲努力量削減に取組み、未成魚等の保護を実施。2010 年の加入量は 17 億尾と推計されており、2007 年、2009 年に次ぐ水準とされている。

沿岸沖合課から大中型まき網漁業の合理化に向けた取組の進捗状況を説明。

ミニ船団と従来船団の漁獲実績を 5 年平均で比較した結果、ミニ船団が従来船団を下回っていた。(135 トン型では、従来船団を 100 とした場合、H17 からの 5 年平均でミニ船団のサバ・イワシ等 73.6、カツオ・マグロ等 94.1)

【質疑等】

当海区の松本委員から、マサバだけ資源回復のために休漁とかして漁獲 (量) を減らすということであるが、これによってスルメイカとかブリ等の別な資源がなくなるので、その点を一緒に考えてほしいという要望がされ、沿岸沖合課から、それについては当然考えているという回答があった。

資源管理に関連する連絡・報告事項について

「沿岸くろまぐる漁業の届出制導入について (案)」及び「資源管理・漁業所得補償対策」について、管理課から説明。

(2) 太平洋北部会

部会長の互選

前部会長の死去に伴い、新部会長の互選が行われ、出席委員からの推薦により大臣専任委員（学識経験者）である松岡委員が選任された。

水産資源の状況について

水産総合研究センターから2010年のマダラ、サメガレイ、キチジ、ヤナギムシガレイ及びキアンコウの資源状況を説明。

マダラについては、資源水準は中位で動向は増加傾向、サメガレイについては低位で横ばい、キジチについては中位で増加傾向、ヤナギムシカレイについては高位で増加傾向、キアンコウについては高位で減少傾向。

資源回復計画について

(ア) 太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画の取組状況及び計画変更について

(取組状況)

青森県から茨城県までの太平洋北部沖合海域における底魚資源全体の底上げを図っていくことを目的として、主に沖合底びき網漁業や小型機船底びき網漁業が利用している底魚類のうち、極端な資源の減少や小型魚の漁獲割合の多いサメガレイ、ヤナギムシガレイ、キチジ及びキアンコウの4魚種を資源回復のための重要魚種と位置づけ、関係者が保護区の設定、減船、漁具改良等の取組を実施している。

(計画変更)

茨城県北部保護区におけるスルメイカを対象とした操業の取り扱いについての特別区の扱いを廃し、他の保護区同様に操業を自粛するよう保護区での具体的措置内容を統一する。

(イ) マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画の取組状況及び計画変更について

(取組状況)

陸奥湾に回帰してくるマダラ資源の回復を図るため、産卵親魚の確保に重点を置き、H19年度から小型定置網漁業、底建網漁業及び底合底びき網漁業において、操業統数の削減、抱卵・放精後の親魚及び小型魚の再放流の取組を実施している。なお、陸奥湾内の漁獲量は2年連続で目標値(42トン)を大幅に上回っている。

(計画変更)

青森県の「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」(第6次)においてマダラの種苗放流数量の目標が変更されたため、これに伴って計画内容の一部を変更する。

審議の結果、それぞれの計画変更については異議なく了承された。

以上

沿岸漁業と沖合（指定）漁業の調整等について

青森県東部海区

要望

沿岸漁業と沖合（指定）漁業の調整の継続について

要望に至った経緯

青森県太平洋沿岸では、小型いかつり漁業、大中まき網漁業及び沖合底びき網漁業がスルメイカ好漁場の確保をめぐる長年にわたり競合関係にあることから、関係者間において平成10年から現行の八戸沖の操業調整に係る協定を締結し、漁場紛争トラブルの回避に向け努力してきたところです。

また、昭和52年以降における国際的規制の強化に伴い、外国周辺海域での漁場を失った沖合（指定）漁業船による沿岸域での操業が行われ、それによる漁場の狭隘化と漁獲圧の増大も大きな問題となっています。

これまでも国及び県が仲介して関係漁業者間の調整や検討が行われてきたが、今後とも、地域沿岸資源の持続的利用と漁業経営の安定が図られるよう、適切な資源管理と漁獲の管理を推し進めていく必要があります。

また、スルメイカについては、沖合漁業のTAC枠の操業海域が本県太平洋沿岸に特化して漁獲が集中するため、漁場の競合、産地価格の低下及び資源の減少等が心配されています。

要望内容

- 1 沿岸・沖合漁業が輻輳し、資源の先取り競争等が生じている海域については、水産資源の保護・回復並びに紛争防止を図る観点から、国主導で地域の漁業実態や要望等を充分聴取し、持続的な漁業の確立を目指して調整を継続すること。
- 2 沖合漁業へのするめいかTAC配分とその運用に関し、漁獲の集中による資源への悪影響等を招かないよう、いか釣り漁業への依存度が極めて高い沿岸地域の実情に十分に考慮すること。

また、配分に係る消化数量の正確な把握と信頼性を確保するため、産地市場でのオブザーバーによる水揚げデータの検証等について検討すること。